

## 第5回 大阪大学高等司法研究科教育課程連携協議会 議事要旨

開催日時： 令和6年3月5日（火）15時21分～16時09分

開催方法： 対面開催

開催場所： 法経講義棟4階 大会議室

出席者： ※教育課程連携協議会構成員には●を付記

【アドバイザーボード委員】 ※五十音順 ※以下議事要旨には委員と表記

前豊中市副市長 足立 佐知子●

前京都大学大学院法学研究科 教授(元高松高裁長官) 小久保 孝雄●

関西大学大学院法務研究科 研究科長 下村 正明●

北浜法律事務所・外国法共同事業 弁護士 滝口 広子●

前青雲会会長 西尾 公一●

日立造船株式会社 特別顧問 古川 実●

【大阪大学大学院高等司法研究科】 ※以下教授

研究科長 松本 和彦●

副研究科長 久保 大作●

副研究科長 野呂 充

教務委員会委員長 藤本 利一

アドミッション委員会委員長 松井 和彦

FD・教育企画委員会委員長 青竹 美佳●

学習サポート委員会委員長 松尾 健一

【大阪大学大学院法学研究科】

副研究科長 上川 龍之進

議題： 司法試験在学中受験制度への対応状況について

### 【以下、概要】

○司法試験在学中受験制度への対応状況について、まず、松本高等司法研究科長から総括的な説明があった後、各委員会の取組状況について、藤本教務委員会委員長、青竹FD・教育企画委員会委員長及び松尾アドミッション委員会委員長からそれぞれ報告があった。

○大学側からの説明の後、委員から次のとおり発言があった。

(委員)

在学中受験の今後の傾向の点について、外部にいる一実務家の感覚からすると、減ることはないのではないかと考える。予備試験に絞っている人は、大学へ入る前から予備試験の準備を始めていると聞くと、そういう学生が周りにいると、ローに進学した学生も早く実務に就きたいと必ずなるはずなので、在学中受験がかなりの割合を占める可能性は相応にあると感じている。

在学中受験不合格者と合格者の両含みでカリキュラムを検討するのは非常に難しいと思うが、今、大学側で検討いただいている方向性はなるべく早く実現していただきたい。

(委員)

資料中、OB、OGという言葉が散見されるが、今の時代、男性か女性かを問題にする用語の使用はやめるべきではないか（英語では男女を問わずにある組織を出た人という意味で alumni という言葉がある）。

(委員)

先ほどのアドバイザリーボードでの話とも重なるかもしれないが、一つは、在学中受験がある程度一般的になってきた際には、在学中受験合格者に対して、実践的な教育として実務家との連携、実務を教えてあげてほしい。

海外との比較について、たとえば、日本における債権回収は時間を要する一方、中国の債権回収はせいぜい3ヶ月程度で完了するという違いがあり、その理由の一つとして中国での裁判手続でIT化が進んでいるという面があるようである。高等司法研究科の目標にも海外、国際的な視野の育成の面が入っていると思うので、海外との比較についてもカリキュラムに取り入れてはどうか。

(委員)

在学中受験について、自主判断に任せたのにもかかわらず3分の2が受験したということは、志の高い学生が多いことの現れと評価でき、また、結果的には在学中合格者が合格率を引き上げたという状況は、ロースクールの教育内容が良かったものと評価できる。一方で、今回受験を見送った者、あるいは残念ながら不合格だった者は、これまでの直近修了者以外の2年目以降の受験者と同じような精神状態にあるかもしれず、特に在学中の場合は修了後とは異なり、合格している同年次生と顔を合わせるといふことでもあるので、学習内容面のみならず、精神面でのケアが必要になるのではないかと。また、嫌がる者もいるかもしれないが、次に試験に臨む同期生として支援するということは考えられないか。

(委員)

資料の3年次秋～冬学期の位置づけのところで、モチベーションを上げる方策をどうするかという話が出ているが、資料に書かれているとおり、司法修習との連続性を意識したという点は非常に重要であり、学生によく伝えてもらいたい。模擬裁判のような実務型の授業等は、試験合格後であればじっくり取り組めるはずでもあるし、必ず実務の役に立つので、是非進めてもらいたい。

模擬裁判について、民事系では訴訟運営や事実認定もしているのであれば、それらのことが教えられる機会になり、今後の実務に直結するということを学生へ宣伝してほしい。

将来、弁護士となった場合には、まんべんなくできないといけない一方で、得意科目が必要になるはずなので、学生には得意科目を作るように伝えていただき、更に、その得意科目を作るための一つの機会として、大学での授業を利用するように言ってほしい。

実務家になった後は、実務で忙殺され体系的な勉強はできなくなるため、学生時代の体系的な勉強が財産になっており、特に法科大学院という仕組みができてからは、体系的な勉強が行え、法科大学院の教員から指導を受けられるという利点があると思うので、学生には体系的な勉強ができる最後の機会であり、しっかり勉強するよう是非激励してほしい。

最後に、司法修習ではできない、大学ならではの授業科目があると思われ、今は法律の知識だけあればよいという時代でなくなっていると思われるが、学生にはそのことがわかっているようでわかっていない面もあるので、先生方から学生へ激励いただき、この最後の秋～冬の期間が、実務に向かう大切な期間なので、よく勉強するよう言ってあげてほしい。